

よくあるご質問

【資機材購入・賃借助成(再助成)編】

Q1: 自主防災組織資機材購入・賃借助成(再助成)の対象となるのはどのようなものか。

A1: 要綱第16条に定める「自主防災組織が行う防災活動に必要な資機材」の購入又は賃借に要する経費が対象となります。対象となる資機材は別表3に掲げるものですが、「その他市長が認めるもの」については、別紙「資機材購入・賃借助成適用可否リスト」をご参照ください。

なお、要綱第16条の考え方については、以下のとおりです。

- ・「自主防災組織が行う」とは、組織全体の活動のことであり、個人が行う活動や各家庭へ備蓄・配備を目的とするものは、対象外となります。
 - ・「防災活動に必要」とは、自主防災組織の使用目的が、防災活動(主に近所同士での避難行動・避難支援・救助活動など)であることをいいます。したがって、指定避難所の運営に必要なものは対象外となります。(ただし、地域避難施設などの運営に必要なものは対象とします。)
 - ・「資機材」には、消耗品や日用品は含みません。ただし、災害時の使用を目的とし、持続的に使用できる物品又は他の資機材の使用に必要な物品は対象とします。
- <対象となる具体例> ・持続的に使用できる物品→無事ですタオル など
・他の資機材の使用に必要な物品→携帯トイレ、乾電池、燃料 など

Q2: 再助成の交付条件となっている「活動助成の対象となる防火・防災訓練」とは、活動助成を申請している訓練でなければならないか。

A2: 活動助成を申請していない訓練であっても、訓練計画書や活動記録等で活動助成の対象となる防火・防災訓練と同様の内容の訓練を実施していることが確認できれば、差し支えありません。

Q3: 再助成金の交付条件となっている「申請を行う直近の前3年度」とは、申請のあった年度を含むのか

A3: 申請のあった年度は含みません。再助成の交付対象となるか否かはその年度の4月1日時点を基準とするため、申請を行う年の前年度から過去3年度のうち2年度以上で活動実績があるかどうかで判断を行います。

Q4: 自主防災組織の加入世帯数が著しく増加したが、助成限度額は増額されるのか。

A4: 資機材購入・賃借助成金の限度額の算出基礎となった世帯数(=千葉市自主防災組織設置・助成申請書に記載した世帯数)から、**25世帯以上**の増加が生じた場合には、限度額を変更することができます。変更を希望する場合、「千葉市自主防災組織変更届書」の提出の際に、別途「加入世帯名簿」を添付していただく必要があります。詳しくは、自主防災組織が所在する区の地域づくり支援課までお問合せください。

Q5: 自主防災組織の加入世帯数が著しく増加したが、再助成限度額はどうなるのか。

A5: 助成限度額の変更と同様に、**25世帯以上**の増加があった場合には、自主防災組織の判断により再助成限度額を変更することができます。ただし、250世帯以下の組織については、25世帯以上の増加があっても250世帯を超えない限りは再助成限度額が10万円のままで変更にはなりませんのでご注意ください。

Q6: 助成残額が基準額未満となった年度の翌年度から5年経過後の4月1日に再助成限度額が付与される際に助成残額が残っていた場合の残額の取扱いはどうなるか

A6: 例えば、300世帯の組織がR2年度に残額が3,000円になり、そのままR8年4月1日を迎えた場合、 $3,000円 + (300世帯 \times 400円) = 123,000円$ が再助成限度額となります。

Q7:再助成限度額を使い切ってしまったら、再度の再助成(3回目以降の助成額付与)は行われるのか?

A7:再助成限度額を使い切った場合、再助成金交付の条件を満たした場合には継続的に再助成限度額が付与されることとなります。制度上は、最短で6年毎に助成限度額の再付与が可能となります。

Q8:代理人が申請等を行う場合に提出する委任状は、原本のコピーや原本をスキャンしたデータでもよいか。

A8:代表者からの委任状は、原本の提出が必要となります。
電子申請で手続きを行う場合でも、委任状は郵送または窓口への持参により原本を提出してください。